

本会議質問(3月28日) 山口清明議員

3月の市議選直後3月議会。本会議質問が28日から始まりまして。暫定予算や補正予算の質疑が行われましたが、質問したのは日本共産党の2人だけでした。山口清明議員の質問を紹介します。



# 暫定予算は必要最小限の予算というけれど 廃止・縮小事業を前提とするのか

市議会の解散による影響で、予算審議が間に合わず、4月1ヶ月間の暫定予算が編成され、補正予算と合わせた審議が行われました。山口議員は、変則的な審議日程によって議会の審議権、行政チェック機能が軽んじられることにならないかとの立場で、暫定予算の編成と職員定数条例の一部改正の関係を総括的にたどりました。

## 政策的な判断を必要とする事業も含まれる

暫定予算計上の基本的な考え方は「政策的な判断を必要とする事業などは、特定の事業を除き原則計上しない」という一方で「廃止・縮小事業については、廃止・縮小を前提とし、当初予算どおりとする」と説明しています。山口議員は、「民間保育所3歳未満児受け入れ補助の削減」「民間保育所保育士確保対策補給金の削減」のように今回初めて提案されているものがあること、「緑化用苗木育成事業の廃止」のように農地や緑地の減少をもたらすような問題があることを明らかにし「削減が市民にとってプラスかマイナスか、慎重に審議する必要があり、ていねいな審議が必要だ」と指摘しました。

財政局長は「これらの見直しによる市民サービスの低下はない」と答えました。

## 予算審議の前に、職員を336人減らすことは先に決めてしまうのか

そのほか年度内に議決しなければ、市民生活や行政運営に支障が生じるからと24議案が上程されています。しかし暫定予算とちがって政策的な判断を必要とするものが含まれています。山口議員はこのうち職員定数条例の一部改正についてたどりました。

この議案は「職員定数を336人減らすことを認めよ」という議案であり、どこの局でどんな事業を行うのか、そのために必要な職員数は何人か、というような審議を経て、職員定数を議決することが議



会の役割です。

しかし今回は、4月1日時点で、職員定数がきまっていなくて業務に支障をきたすという、定数条例の審議が先行されます。山口議員は「先に定数を定めることにより、後日行われる予算の審議が束縛されることはないのか」と追及しました。

## 税金を払えというだけの市税事務所

税務事務集約化による定員削減は2年間で200人を超え、区役所の税務課から3カ所の市税事務所に集約された結果、税金の取り立てをめぐる苦情がぐんと増えました。区役所の際は、滞納分の分割払いでコツコツ頑張ってきたのに、市税事務所になったら急に、一括返済を迫られた。区役所の際は国保料と市民税の滞納をどうするか、親切に相談に乗ってくれたのに、市税事務所では、とにかくまず税金を払え、あとは知りません、という態度です。山口議員は「職員を減らした影響がないとは言わせない。税務事務集約化に伴う市民サービスへの影響をしっかりと議論すること抜きに、定数条例の意味ある審議はできない」と追及しました。

上下水道局では、営業所2カ所の集約化で12名の定数削減です。市民サービス上、また災害時の対応を考えた時、営業所の集約も見直すべきですが、定数問題だけを先に審議され、予算審議のときにはもう結論先ありきでは困ります。

山口議員は「定数条例と予算審議とはどのような関係にあるのか、予算審議前に議決することが予算審議のあり方に影響を与えるのか」とたどりました。総務局長は「新条例の定数で対応できる、今後の予算審議に影響を及ぼすことはない」と答えました。

## サービスの低下がないかどうかを審議するのが議会の仕事です

山口議員は、「ほんとうに市民サービスの低下がないかどうかを審議するのが議会。政策的な判断が暫定予算にも組み込まれている。暫定予算の編成については問題がある」と厳しく指摘しました。